

モバイルFeliCa ICチップに おける製造ID (IDm) の取り扱い について

Version 1.00

No. FN39-F001-J01-00

フェリカネットワークス株式会社

このページは白紙です。

はじめに

本書は、モバイル FeliCa IC チップの製造 ID (IDm) を取り扱う際に必要な注意点について記載します。

本書の対象読者は、モバイル FeliCa IC チップ搭載携帯端末の IDm を取り扱うサービス事業者様およびそのシステム構築を行う事業者様です。

なお、FeliCa 技術方式で用いられる製造 ID (IDm) についての詳細は、ソニー株式会社の FeliCa 技術情報サイトの『FeliCa 技術方式の各種コードについて』を参照してください。

- ・ 「FeliCa」は、ソニー株式会社の登録商標です。
- ・ 「FeliCa」は、ソニー株式会社が開発した非接触 IC カード技術方式です。
- ・ 「おサイフケータイ」は、株式会社ドコモの登録商標です。
- ・ その他、本書中の会社名や商品名は、該当する各社の商標または登録商標です。
- ・ 本書の一部または全部をフェリカネットワークス株式会社の許可なく複写・複製することを禁じます。
- ・ 本書の内容は予告なく変更されることがあります。

1. モバイルFeliCa ICチップのIDmについて

1.1. IDmに関する取り扱い

モバイルFeliCa ICチップのIDmは、比較的容易に読み出しが出来るコードであり、FeliCa技術方式のセキュリティ機能をフルに活用したものではありません。セキュリティの観点から次の点にご注意ください。

- ・ IDmは誰でも読み出すことができますので、これのみを用いたアプリケーションは、正規カードになりすました偽造カードやカードエミュレータにより攻撃を受ける可能性があります。
- ・ 通信路での暗号化をしておりませんので、盗聴される可能性があります。
- ・ セキュリティが要求されるアプリケーションにおいては、FeliCa技術方式の相互認証機能の利用を推奨します。

また、ユニークなIDを必要とするFeliCaサービスアプリケーションを開発する際には、IDmではなくサービス事業者がサービスレベルで付番管理するコードを利用することを推奨します。

1.2. 携帯端末出荷時のIDmについて

モバイルFeliCa ICチップ搭載携帯端末の中には、ユーザがおサイフケータイの初期設定を実行して初めて、正式なIDmがモバイルFeliCa ICチップに設定されるものもございます。この場合、同一の携帯端末において、おサイフケータイ初期設定のユーザ操作の前後でIDmが異なりますので、ご注意ください。

IDmは図1-1のとおり、製造者コード(2バイト)とカード識別番号(6バイト)から構成されます。おサイフケータイ初期設定のユーザ操作の前後でIDmが変更となる場合の携帯端末出荷時のIDmを表1-1に示します。カード識別番号(6バイト)は、乱数を採用していますが、ユニーク性を担保しておりませんので、ご注意ください。

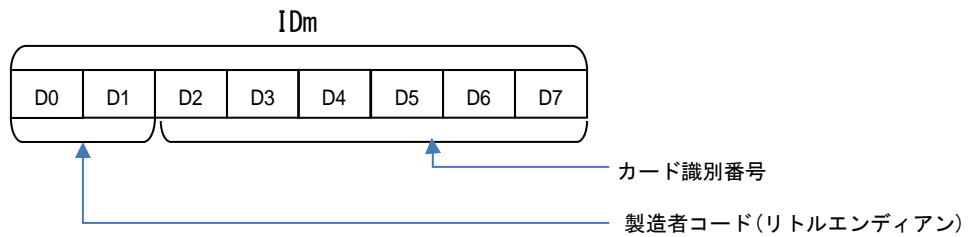


図 1-1：製造 ID (IDm)

表 1-1：初期設定のユーザ操作の前後で IDm が変更となる場合の FeliCa 対応携帯端末出荷時の IDm

	製造者コード	カード識別番号
携帯端末出荷時の IDm	05FEh	乱数

尚、表 1-1 の製造者コードが利用されるケースは、この場合に限りませんので、ご注意ください。詳細は、ソニー株式会社の FeliCa 技術情報サイトの『FeliCa 技術方式の各種コードについて』を参照してください。

また、同一の携帯端末において、ユーザ操作の前後で応答する IDm が異なるのは、上記の場合に限りませんので、ご注意ください。

改訂履歴

日時	改訂箇所	改訂内容	版
2019/1/31	-	初版発行	1.00

モバイルFeliCa ICチップにおける製造ID (IDm) の取り扱いについて

Version 1.00

No. FN39-F001-J01-00

2019年1月

フェリカネットワークス株式会社

Copyright © 2019 FeliCa Networks, Inc.
無断転載・無断複写禁止